平成30年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会

３Ｒ普及促進事業に係る広報・啓発物作成業務委託先の公募について

１　事業名

　平成30年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会

３Ｒ普及促進事業に係る広報・啓発物作成業務

２　目的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）首脳会議に所属する九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（以下「委託者」という。）では、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を普及させ、ごみの減量化を促進するため「３Ｒ普及促進事業」を実施する。

本事業は、委託者の取組である「もっと！食べきりげんまんプロジェクト」について、日本国内全体で年間約646万トン発生していると推計(平成27年度農林水産省)されている食品ロスを削減するため、小学生を主な対象とした啓発リーフレットを作成することにより、学校給食及び家庭における「食べきり」の促進を図り、飲食店等での「食べきり」を呼び掛ける多言語ポスターを作成することにより、外食産業における食品ロス削減を図ることで、３Ｒのうち発生抑制「リデュース」を推進することを目的として実施するものである。

３　業務概要

　⑴　業務内容　　別紙「平成30年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会３Ｒ普及促進事業に係る広報・啓発物作成業務企画提案仕様書」のとおり

　⑵　契約期間　　契約締結日から平成30年10月31日（水）まで

　⑶　事業費限度額　　3,500,000円（消費税及び地方消費税込み）

　⑷　事業の対象　　九都県市域内住民（外国人住民を含む）

４　受託者選定方法

　　公募型プロポーザル方式

５　応募資格

次の条件を満たす企業もしくは団体（法人）とする。

　ア　本事業に関するノウハウを有し、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。又これらを調達することができること。

　イ　事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。

　ウ　複数の企業等が共同して実施する場合には、各企業間の責任と役割が明確に示されていること。また、事業の一部を外注や再委託する場合は、外注先や再委託先との責任と役割が明確に示されており、かつ、事業を適切に遂行できる企業等を選定していること。

　エ　本事業の実施に当たって、事務局等との連絡調整や打合せに迅速かつ適切に対応できること。

　オ　本プロポーザルの周知日から契約締結までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市から入札参加停止・除外の措置を受けている期間がない者であること。

６　応募書類等の交付

　⑴　交付方法

　　「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」のウェブサイト（https:/www.re-square.jp/）からダウンロードすること。

　⑵　交付期間

　　　平成30年７月５日（木）から平成30年７月13日（金）午後４時まで

７　本件に関する説明会

　　本件に関する説明会は開催しない。本件の内容に関する質問がある場合については、「９　質問及び回答」を参照すること。

８　本件への参加意思の表明

　本件に参加する事業者は、以下のとおり参加意思表明書を提出すること。

　⑴　提出書類

　　　参加意思表明書（様式１）

　⑵　提出期間

　　　平成30年７月５日（木）から平成30年７月13日（金）まで（必着）

　⑶　提出方法

　　　持参又は郵送　※郵送の場合、発送時に電話連絡を行うこと。

　⑷　提出先

　　　「15　事業担当（問い合わせ先及び提出先）を参照

９　質問及び回答

　　本件の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問を行うことができる。なお、質問に際しては、以下の事項を遵守すること。

　⑴　受付期間

　　　平成30年７月５日（木）から平成30年７月11日（水）正午まで

　⑵　質問方法

　　　質問書（様式２）に記載し、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

　　　なお、電子メール以外の方法および受付期間外に提出された質問には回答しない。

　⑶　提出先

　　　「15　事業担当（問い合わせ先及び提出先）」を参照

　⑷　回答方法

　　　質問の内容及び回答は、平成30年７月13日（金）までに「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」のウェブサイトにて公開する。なお、質問者の名称は非公開とする。

10　企画提案内容

別紙「平成30年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会３Ｒ普及促進事業に係る業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえ、以下の業務について企画提案をすること。

　⑴　啓発用リーフレットの表紙デザイン

　　・小学生（中学年）の興味関心に繋がるデザインとすること。

　　・本文の内容に沿ったデザインとすること。

　⑵　啓発用ポスターのデザイン

　　・日本人、外国人を問わず食品ロスの削減への呼びかけに効果的なデザインとするこ

　　　と。

　　・食品ロス削減の大切さを周知するために、ポスターに記載する言語の一部を多言語に翻訳し、日本語との二か国語で併記すること。なお、多言語表記に使用する言語は、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語を予定しているため、これらの言語を日本語と併記できるような原図を作成すること。

11　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

ア　企画概要書

　　　企画提案書の内容を簡潔に１枚にまとめたもの

　イ　企画提案書

　　　リーフレットの表紙に使用するデザインおよびポスターのデザイン

　　　事業実施体制（組織体制、実施責任者、担当者）および実施計画

　ウ　経費見積書

　　　　経費区分（人件費、事業費、一般管理費、消費税及び地方消費税の総額）ごとに、所要経費を積算すること（各経費の算出根拠も併せて明記）

　　　窓口担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス

　エ　添付書類

　　　提案者の概要説明書（パンフレット可）

　　　　事業実績説明書（類似事業実績、自治体委託業務実績及び九都県市委託業務実績について年度、件名、内容などを簡潔にまとめたもの）

⑵　提出部数

11部

⑶　規格

　ア　原則としてA4サイズ横版の書面で提出すること。

　イ　11部のうち、１部にのみ表紙に会社名を記載し、残りの10部については会社名を空欄とすること。また、添付資料に会社名が記載される場合についても同様とする。

⑷　提出期間

　平成30年７月５日（木）から７月23日（月）正午まで（必着）

⑸　提出方法

　持参、郵便又は宅配便で送付

　※電子メール、ファックスによる送付は不可

⑹　提出先

　「15　事業担当（問い合わせ先及び提出先）」を参照

12　委託先の選定及び委託契約の締結

⑴　審査基準



⑵　審査方法

　公募締切り後、提案者からの提出書類により、審査を実施する。

　　　委託先は、「⑴　審査基準」を基に企画提案書の内容、履行体制及び業務実績等を総合的に判断して選定する。

　　　なお、すべての審査を終了し、採用企画案が決定するまでは、審査委員に提案社名を公表しない。

　　また、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

⑶　審査結果の連絡

　審査結果は、すべての提案者に対して通知する。

⑷　契約の締結

　採択後は、事務局と本事業に係る委託契約締結の手続きを行う。

　なお、諸般の事情により、企画書の内容について、一部変更を求めることがある。

13　辞退届

参加意思表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

⑴　提出書類

　辞退届（様式３）

⑵　提出方法

　持参又は郵送

⑶　提出先

　「15　事業担当（問い合わせ先及び提出先）」を参照

14　その他

⑴　著作権等

　ア　本委託業務に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用を持って処理すること。

イ　リーフレット、ポスターのデザイン、キャッチコピー等は平成31年度以降も九都県市が利用できる権利を有するものとする。

⑵　費用の負担

　企画書作成に生じた経費等、応募に関する費用はすべて提案者の負担とする。

⑶　応募書類の取扱い

　提出された書類は、本目的以外には使用しない。なお、提案者に返却しない。

15　事業担当（問い合わせ先及び提出先）

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

（さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課）

担当：三角、横川

〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6-4-4

電　話：048-829-1338

ＦＡＸ：048-829-1991

E-Mail：shigen-junkan@city.saitama.lg.jp